

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	まちづくりを担う法人に対する支援税制の創設		
税 目	所得税		
要望の内容	<p>まちづくりを担う法人（都市再生特別措置法第 73 条第 1 項に規定する都市再生整備推進法人を想定。）に対して寄附金の拠出を行った個人について、当該寄附金を寄附金控除の対象とする特例措置を創設する。</p> <p>【参照条文】 所得税法 § 78、租税特別措置法 § 41 の 18 の 3</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲2 百万円 （ _____ 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>まちづくりを担う法人による地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進することによって、当該地域における自立したまちづくりの実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまでの地域づくりは、地方公共団体が主体となって行われ、まちづくりのための計画等の策定段階においても地域の多様な主体の参画が不十分である上に、計画で定めた事項の実施主体や具体的な実施方策が不明確な場合が多かった。</p> <p>平成 19 年の都市再生特別措置法改正により、市町村の作成する都市再生整備計画について協議する市町村都市再生整備協議会や、都市再生整備計画の内容を実現する新たな主体として市町村が指定する都市再生整備推進法人といった制度が整備されたが、依然としてその活用が進んでいないのが実情である。</p> <p>このような状況の中、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならないとされている。</p> <p>また、「新しい公共」円卓会議や政府税調・市民公益税制PTにおいても、「新しい公共」の基盤を支える制度整備について、税額控除の導入等の税制改革を速やかに進めることが期待されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、地域における地域住民の自主的な参加によるまちづくりを推進していくため、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を促し、その活動を支援することによって、地域の特色を活かした、自立したまちづくりを実現していくことが必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する
		政策の 達成目標	本特例措置により、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を 促進し、これらの法人の活用を進めることで、地域の特色を活かした まちづくり活動を推進する。 → 都市再生整備推進法人の数 目標値：平成25年度 47法人
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置
		同上の期間 中の達成 目標	本特例措置により、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を 促進し、これらの法人の活用を進めることで、地域の特色を活かした まちづくり活動を推進する。 → 都市再生整備推進法人の数 目標値：平成25年度 47法人
	有 効 性	政策目標の 達成状況	平成19年の都市再生特別措置法改正により、地域の活性化を図 る観点から、まちづくりの担い手の裾野を拡大し、NPO等多様な主 体が参画する官民連携の取組を推進するため、都市再生整備推進 法人制度や市町村都市再生整備協議会制度を創設したところである が、現在これらの制度の活用は進んでいない状況にある。 本特例措置により、まちづくりを担う法人として想定される都市再 生整備推進法人に対する寄附が促され、都市再生整備推進法人制 度の活用が進むものと見込まれる。
		要望の措 置の 適用見込み	(適用数) 平成23年度 243人 平成24年度 486人 平成25年度 730人 (減収額) 平成23年度 1百万円 平成24年度 2百万円 平成25年度 4百万円
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置により、市町村が指定する都市再生整備推進法人の 活用が促進され、当該法人による地域の特色を活かしたまちづくり活 動が推進され、当該地域における自立したまちづくりの実現が図られ る。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措置	法人税、個人住民税【すべて予定】
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。 ・ 寄附金については、原則として所得税、法人税等の課税対象となるが、地域における自立したまちづくりの実現を図るといふ政策目的を達成するためには、当該寄附金に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。 ・ 本特例措置は、地域における自立したまちづくりの実現を図るために、一定の要件を満たす都市再生整備推進法人等に寄附を行う者に限って、当該寄附金を寄附金控除の対象とするものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		新規

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	まちづくりを担う法人に対する支援税制の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>まちづくりを担う法人（都市再生特別措置法第 73 条第 1 項に規定する都市再生整備推進法人を想定。）に対して寄附金の拠出を行った法人について、当該寄附金を法人税法第 37 条の別枠損金算入の対象とする特例措置を創設する。</p> <p>【参照条文】 法人税法 § 37、租税特別措置法 § 66 の 11 の 2</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲3 百万円 (_____ 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>まちづくりを担う法人による地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進することによって、当該地域における自立したまちづくりの実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまでの地域づくりは、地方公共団体が主体となって行われ、まちづくりのための計画等の策定段階においても地域の多様な主体の参画が不十分である上に、計画で定めた事項の実施主体や具体的な実施方策が不明確な場合が多かった。</p> <p>平成 19 年の都市再生特別措置法改正により、市町村の作成する都市再生整備計画について協議する市町村都市再生整備協議会や、都市再生整備計画の内容を実現する新たな主体として市町村が指定する都市再生整備推進法人といった制度が整備されたが、依然としてその活用が進んでいないのが実情である。</p> <p>このような状況の中、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならないとされている。</p> <p>また、「新しい公共」円卓会議や政府税調・市民公益税制PTにおいても、「新しい公共」の基盤を支える制度整備について、税額控除の導入等の税制改革を速やかに進めることが期待されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、地域における地域住民の自主的な参加によるまちづくりを推進していくため、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を促し、その活動を支援することによって、地域の特色を活かした、自立したまちづくりを実現していくことが必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する	
	合 理 性	政策の達成目標	本特例措置により、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を促進し、これらの法人の活用を進めることで、地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進する。 → 都市再生整備推進法人の数 目標値：平成25年度 47法人
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	本特例措置により、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を促進し、これらの法人の活用を進めることで、地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進する。 → 都市再生整備推進法人の数 目標値：平成25年度 47法人
	政策目標の達成状況	平成19年の都市再生特別措置法改正により、地域の活性化を図る観点から、まちづくりの担い手の裾野を拡大し、NPO等多様な主体が参画する官民連携の取組を推進するため、都市再生整備推進法人制度や市町村都市再生整備協議会制度を創設したところであるが、現在これらの制度の活用は進んでいない状況にある。 本特例措置により、まちづくりを担う法人として想定される都市再生整備推進法人に対する寄附が促され、都市再生整備推進法人制度の活用が進むものと見込まれる。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	(適用数) 平成23年度 24法人 平成24年度 49法人 平成25年度 73法人 (減収額) 平成23年度 2百万円 平成24年度 3百万円 平成25年度 4百万円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、市町村が指定する都市再生整備推進法人の活用が促進され、当該法人による地域の特色を活かしたまちづくり活動が推進され、当該地域における自立したまちづくりの実現が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、個人住民税【すべて予定】
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。 ・ 寄附金については、原則として所得税、法人税等の課税対象となるが、地域における自立したまちづくりの実現を図るといふ政策目的を達成するためには、当該寄附金に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。 ・ 本特例措置は、地域における自立したまちづくりの実現を図るために、一定の要件を満たす都市再生整備推進法人等に寄附を行う者に限って、当該寄附金を寄附金控除の対象とするものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	新規